

## 高齢者免許返納支援事業

高齢者の交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納または失効された満65歳以上の人に、Hashi-Moポイントを付与します。

【地域振興室】

### ▶対象 次のすべてに該当する人

- 令和7年4月1日以降に、すべての運転免許証を自主返納された人、または、自らの意思で運転免許を更新せず、4月1日以降に免許を失効した人
- 自主返納時または失効時に満65歳以上の人
- 支援申請日において、橋本市の住民基本台帳に記載されている人
- Hashi-Moを登録している人

### ※注意事項

令和7年4月1日以前に自主返納・失効した人が、令和7年4月1日以降に運転経歴証明書を取得した場合は対象者となりませんのでご注意ください。

### ▶申請方法 窓口、郵送

### ▶付与するポイント数

10,000ポイント  
(1人につき1回)

### ▶必要書類など

必要書類など詳しくは、市ホームページ(下のQRコード)をご確認ください。

### ▶申請先・問合せ

〒648-8585 (住所記載不要)  
橋本市 総合政策部 地域振興室 ☎33-7117



11 住み続けられるまちづくりを



## 後期高齢者医療資格確認書を送付します

令和8年7月31日の有効期限満了に伴い、後期高齢者医療制度に加入する皆さんの資格確認書を更新します。新しい資格確認書は「みず色」です。7月初旬から順次、簡易書留にて送付します。

【保険年金課】

### ▶「資格確認書」の交付対象が変わります

- 85歳以上の人 すべての人に、「資格確認書」を交付
  - 84歳以下の人 (マイナ保険証の利用頻度で変わります)
    - ・利用頻度が低い(ない)人は、「資格確認書」を交付
    - ・利用頻度が高い人は、「資格情報のお知らせ」を交付
- ※「資格確認書」が必要な人はご相談ください。

### ▶「資格確認書」の取り扱いについて

- 今回交付の「みず色」…令和9年7月31日までご利用いただけます。
- お持ちの「うすい緑色」…新しいものが届き次第、個人情報に配慮して処分してください。

### ▶一部負担金の割合をご確認ください

令和8年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますので、記載内容をご確認ください。

### ▶問合せ

- 保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273
- 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688



3 すべての人に健康と福祉を



限度額適用・標準負担額減額認定証の内容が資格確認書に記載されます

本年度も対象となる人は、資格確認書に認定区分を併記しています。なお、この制度の対象となる以下の人が新たに認定を受けるには、申請が必要です。

- 住民税非課税世帯に属する人
- 住民税課税所得145万円以上690万円未満の人

## 地域優良賃貸住宅の入居者を募集します

市では、地域優良賃貸住宅の入居者を募集しています。申込資格や家賃など詳しくは市ホームページを確認していただくか、建築住宅課 住宅係までお問合せください。家賃助成制度(1~3万円)もあります。

【建築住宅課】

### ▶入居時期

10月1日(木) (予定)  
※社会情勢などの影響により入居時期が遅れる可能性があります。

### ▶申込受付期間

7月1日(水)~31日(金)  
▶必要書類 窓口配布の申込書(市ホームページでも入手可)  
▶申込方法 持参、郵送(受付期間内必着)、オンライン申請  
※募集多数の場合は、抽選により決定します。

### ▶募集住宅 橋本駅前団地(古佐田2-7-7)

構造等(建築年度)	間取り	募集件数	家賃月額(円)	敷金の有無	備考
鉄筋コンクリート造 9階建 (平成11年)	3DK	9戸	65,000	有	3・4・6・7・8・9階
	3DK	1戸	65,000	有	2階(地上階)※バリアフリー
	駐車区画(屋根無)	若干	6,000	-	入居者のみ ※空き区画は変動があるためご相談ください
	駐車区画(屋根有)	若干	12,000	-	
駐車区画(屋根有)	1区画	6,000	-	-	バリアフリー専用区画

### ▶その他

申込資格や家賃助成などについては、市ホームページ(右のQRコード)からご確認ください。



### ▶申込み・問合せ

〒648-8585 (住所記載不要)  
橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



11 住み続けられるまちづくりを



## 移住支援金を支給します

県内企業への就職やテレワークのために、東京圏から橋本市へ移住してきた人に移住支援金を支給します。

【シティプロモーション課】

### ▶支給額

- 単身で移住の場合 60万円
  - 2人以上の世帯の場合 100万円
- ※世帯に18歳未満の人がいる場合、1人につき100万円を加算します。

### ▶問合せ

シティプロモーション課  
交流定住係 ☎33-6106

### 支援金の支給に関する要件について

#### 支給要件

- 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上(移住する直前に連続して1年以上)の期間、次のどちらかに該当していること
- 東京23区に在住している
- 雇用保険の被保険者として、東京圏に在住し、東京23区へ通勤している

#### その他の要件 (いずれかに該当すること)

- 就業に関する要件
  - テレワークに関する要件
  - 起業に関する要件
  - 関係人口に関する要件
- 詳しくは、市ホームページ(右のQRコード)をご確認ください。



11 住み続けられるまちづくりを

